

令和2年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験参加規約

制定 2020（令和2）年10月20日

令和2年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験参加規約（以下「本規約」という。）は、静岡型 MaaS 基幹事業実証プロジェクトが主体となって行う「令和2年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験に参加を希望する者に対する参加条件及び留意事項を定めるものである。

なお、本規約は下記の通りの構成とする。

第1章 総則

第2章 しずおか MaaS 専用アプリケーション「しずてつ MapS!」の利用規程

第3章 実験①「静鉄電車のリアルタイム混雑情報・混雑予測情報の提供実験」の参加規程

第4章 実験②「まちなかの賑わいづくりと連動した仮想ダイナミックプライシング実験」の参加規程

第5章 実験③「幹線乗合移動サービスと連携した AI オンデマンド交通サービスの客貨同時混載実験」の参加規程

第6章 取得情報等の取り扱いに関する規程

附 則

この規約は、2020(令和2)年10月20日から施行する。

第1章 総則

本章では、第2章から第6章に共通する事項について定め、詳細は各章の規定に従うこととする。

第1条（適用）

本章の規定は、本プロジェクトと実験参加者等との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「MaaS（マース/Mobility as a Serviceの略）」とは、ICT・AI（人工知能）等の技術を活用し、全ての移動手段を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念のことをいう。
- (2) 「しずおかMaaS」とは、ICT・AI等の最新技術を取り入れ、誰もが利用しやすい新たな移動サービスの提供並びにこれを活かした持続可能なまちづくりを目指す取組みの総称をいう。
- (3) 「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」とは、しずおかMaaSの実現を目指して2019年5月27日に発足した地域密着型の官民連携コンソーシアムのことをいう。
- (4) 「令和2年度静岡型MaaS基幹事業実証実験（以下「本取組み」という。）」とは、本プロジェクトが主体となって実施する次の各号に掲げる取組みの総称をいう。
 - ① しずてつMapS!の提供
 - ② 静鉄電車のリアルタイム混雑情報・混雑予測情報の提供実験（以下「実験①」という。）
 - ③ まちなかの賑わいづくりと連動した仮想ダイナミックプライシング実験（以下「実験②」という。）
 - ④ 幹線乗合移動サービスと連携したAIオンデマンド交通サービスの客貨同時混載実験（以下「実験③」という。）
 - ⑤ 実験①～③におけるニーズの把握、効果検証並びに実装に向けた運用課題の整理その他本プロジェクトが必要と認める調査及び分析を行う業務（以下「調査分析業務」という。）
- (5) 「しずてつMapS!（マップス）（以下「本アプリ」という。）」とは、各実験の実施に必要なしずおかMaaS専用アプリケーションのことをいい、その利用者を「本アプリ利用者」という。
- (6) 「実験参加者」とは、本取組みの実施により提供する各種サービスを利用し、実験に参加する者のことをいい、実験①参加者、実験②参加者及び実験③参加者の総称をいう。
- (7) 「実験参加者等」とは、本アプリ利用者及び実験参加者の総称をいう。
- (8) 「会員登録」とは、本アプリの利用並びに各実験に参加を希望する者が行う実験参加登録のことをいう。
- (9) 「会員ID等」とは、会員登録完了後に通知される、実験参加者等の固有の識別番号（会員ID及びパスワードの総称）のことをいう。
- (10) 「ルルカカード」とは、静岡鉄道株式会社が提供するルルカプラスカード、ルルカパレットカード、ルルカパスカード、ルルカポイントカードの総称のことをいう。
- (11) 「ルルカカード番号」とは、ルルカカード表面に記されている9桁の識別番号をいう。

- (12)「しずおかMaaSコールセンター」とは、本取組みの実施にあたり設置する総合電話対応窓口のことをいう。
- (13)「協力団体等」とは、本取組みの実施に係る技術協力及びその他協力を行う企業又は団体の総称をいう。
- (14)「取得情報等」とは、本取組みの実施及び提供サービスのサービス水準向上を図るために収集する個人情報並びに本取組みにより蓄積される情報のことをいう。

第3条（本取組みの実施及び変更）

- 1 本プロジェクトは、本取組みの実施に関し、本アプリの利用に係る規定を第2章に、実験①に係る規定を第3章に、実験②に係る規定を第4章に、実験③に関する規定を第5章に、取得情報等の取扱いに係る規定を第6章に定める。
- 2 本プロジェクトは、次の各号のいずれかに該当する場合、実験参加者等へ事前に通知することなく、本取組みの一部又は全部における一次的な中断、中止、実施期間の変更及び実施内容の変更をすることができる。
 - (1) 本アプリ及び本アプリに付随するシステム並びに各実験に使用する各種システムについて、定期的又は緊急的に保守・点検を行う場合
 - (2) 天災、火災、停電、通信障害、戦争、暴動、騒乱、労働争議、犯罪その他不測の事態により本取組みの継続ができなくなった場合
 - (3) 前各号に掲げる事項のほか、法令上、運用上及び技術上、本プロジェクトが本取組みの継続を一時的に中断、中止又は実施期間の変更及び実施内容の変更をする必要があると判断した場合
- 3 本プロジェクトは、前項に係る通知を行う場合、第10条に規定する方法により、実験参加者等にその旨を通知する。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではない。

第4条（会員登録及び資格）

- 1 本アプリの利用及び各実験に参加を希望する者は、会員登録をしなければならない。ただし、本アプリを利用せず、かつ実験①にのみ参加する者は除く。
- 2 本プロジェクトは、第1項に規定する会員登録が行われた場合、登録内容を確認の上、会員ID等を通知する。
- 3 本プロジェクトは、前項の会員ID等の通知した時点をもって会員登録完了とみなし、同時に本アプリの利用資格及び各実験の参加資格を付与する。
- 4 本プロジェクトは、会員登録の条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 会員登録の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うこととする。
 - ①本アプリの利用開始前に表示される初期設定ページ上での自主登録
 - ②しずおかMaaSコールセンターへの電話による口頭登録
 - (2) 登録事項は、次の各号に規定するとおりとする。ただし、第1号から第5号に規定する事項は必須とし、第6号及び第7号の事項は任意とする。
 - ①氏名（必須）
 - ②性別（必須）

- ③生年月日（必須）
- ④住所（必須）
- ⑤電話番号（必須）
- ⑥ルルカカード番号（任意）
- ⑦クレジットカード情報（任意）

(3) 会員 ID 等の通知方法は、次の各号のとおりとする。ただし、第 2 号にあっては通知した時点をもって第 3 項の参加資格を付与し、会員登録証は後日郵送する。

①第 1 号①の方法により会員登録が完了した場合にあっては、本アプリのメニュー機能にある利用者情報設定画面上で閲覧可能とすることにより通知する方法

②第 1 号②の方法により会員登録が完了した場合にあっては、当該電話口にて口頭により通知する方法

(4) 登録内容の確認及び変更は、次の各号の方法により行うことができる。ただし、第 2 号を選択する場合、本人確認を必要とする。

①本アプリ内の利用者情報設定画面

②しずおか MaaS コールセンターの電話口

5 実験参加者等は、会員 ID 等を自らの責任において管理しなければならない。

6 本プロジェクトは、次の各号に該当する場合、会員登録の拒否並びに本アプリの利用資格及び各実験の参加資格を剥奪することができる。

(1) 第 6 条に規定する禁止行為をしたことが判明した場合

(2) 第 7 条第 1 項に規定する反社会的勢力であることが判明した場合

(3) 本規約に同意しない場合

(4) その他本プロジェクトが不相当と判断した場合

第 5 条（しずおか MaaS コールセンター）

1 本プロジェクトは、本取組みの実施にあたり、しずおか MaaS コールセンターを開設する。

2 本プロジェクトは、しずおか MaaS コールセンターが実施する次の各号に掲げる業務を静岡鉄道株式会社へ委託して行う。

(1) 第 4 条に規定する会員登録に係る業務

(2) 実験①～③の実施に必要な業務

(3) 本取組みに関する問い合わせ対応業務

(4) その他本プロジェクトが必要と判断した業務

3 通話料金は電話をかけた者が負担することとする。

4 しずおか MaaS コールセンターの概要は下記のとおりとする。

住 所 : 〒420-8510 静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番 1 号 静鉄鷹匠ビル

会 社 名 : 静岡鉄道(株) (CSV推進室内)

電 話 番 号 : 054-254-5126

営 業 日 時 : 2020年10月15日（木）～12月25日（金）午前7時～午後9時（無休）

ただし、2020年10月15日（木）～10月31日（土）は、午前10時～午後5時までとし、2020年10月31日（土）を除く土日祝は営業しない

第6条（禁止行為）

実験参加者等は、次の各号に規定する行為をしてはならない。

- （1）第4条第2項の規定により登録者本人に通知された会員ID等を第三者に貸与して本アプリを利用させる行為及び各実験に参加させる行為
- （2）第4条第2項の規定により他者に通知された他者の会員ID等を使用して本アプリを利用する行為及び各実験に参加する行為
- （3）第4条第3項に規定する会員登録により付与される本アプリの利用資格及び各実験への参加資格その他地位並びに当該資格により利用が認められた本アプリ及び提供サービスの利用契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、担保を提供し、その他一切の処分をする行為
- （4）実験参加者等が第4条第4項第2号①～⑤に規定する必須登録事項の一部又は全部を登録しない行為並びに誤記又は登録漏れが判明した場合の修正に応じない行為
- （5）第4条第4項第2号各号に規定する登録情報を虚偽の内容で登録を行う行為
- （6）本プロジェクト、協力団体等、他の利用者及び第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為並びに損害を与える若しくは損害を与えるおそれのある行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
- （7）しずおか MaaS コールセンターに不当に電話を繰り返す行為、長時間に渡る通話その他しずおか MaaS コールセンター業務に著しい支障を及ぼす行為
- （8）本規約に違反する行為
- （9）犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- （10）その他法令、もしくは公序良俗に違反又は違反するおそれのある行為
- （11）その他本取組みの実施に影響を及ぼすおそれがあると本プロジェクトが判断した行為

第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 本プロジェクトは、第4条第3項に規定する会員登録が完了した時点をもって、実験参加者等（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したとみなす。
- 2 本プロジェクトは、実験参加者等が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本取組みに参加する全ての権利を停止することができる。

第8条（保証の否認及び免責事項）

- 1 本プロジェクトは、本取組みの実施に係る技術上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。
- 2 本プロジェクトは、次の各号に起因して実験参加者等に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。
 - （1）第3条第2項に規定する本取組みの変更及び中止
 - （2）第4条第5項の規定における会員ID等の管理責任に伴い、その行為を自らしたか否かを問わず

行われた一切の結果

(3) 第4条第6項に規定する会員登録の拒否並びに本アプリの利用資格及び各実験の参加資格の剥奪

(4) 第6条各号に規定する禁止行為

(5) 第7条第2項の規定による全ての権利の停止

3 本プロジェクトは、本取組みに関して、実験参加者等が他の実験参加者等若しくは第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負わない。

4 本プロジェクトは、実験参加者等が本条第2項各号に規定する事項に起因して本プロジェクトに損害を与えた場合、当該者に対して損害賠償を請求することができる。

第9条（取得情報等の収集）

1 本プロジェクトは、本章の規定に関し、次の各号に規定する取得情報等を収集する。

(1) 第4条第4項第2号各号に規定する会員登録情報

(2) 第5条第2項各号の規定により、しずおか MaaS コールセンターに電話をかけた者の承諾を得て収集する電子メールアドレス等の個人情報並びに通話履歴、問い合わせ内容、録音データ及び通話者の位置情報その他取得される一切の情報

2 取得情報等の取扱い等については第6章の規定に従う。

第10条（通知、連絡の方法）

本プロジェクトは、お知らせ、案内その他本プロジェクトが実験参加者等に通知又は連絡をする必要があると判断した場合、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う。

(1) 本プロジェクトホームページに当該情報を掲出する方法

(2) 本アプリ内のおしらせ画面、メニュー画面に当該情報を掲出する方法

(3) しずおか MaaS コールセンターからの電話連絡若しくは電話口で案内する方法

(4) 郵送、電子メールその他本プロジェクトが妥当と判断した方法

第11条（本規約の同意）

本プロジェクトは、次の各号に規定するいずれかの時点で本規約に同意したものとみなす。

(1) 第4条第3項に規定する会員ID等を本アプリ利用者又は実験参加者に通知した時点

(2) 本アプリを利用せず、実験①にのみ参加する者にとっては、本プロジェクトホームページに本規約を掲出した時点

第12条（本規約の変更）

1 本プロジェクトは、本規約の変更が必要と判断した場合には、事前に実験参加者等に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。

2 本プロジェクトは、本規約を変更した場合、前条各号のいずれかの方法によって実験参加者等に変更した規約の通知又は連絡を行う。

3 前項の通知又は連絡を行った時点で変更した規約は効力を発するものとする。ただし、本プロジェクトが必要と判断した場合、変更内容について承諾を求める手続きを行う場合がある。

第 13 条（本規約の終了）

- 1 本規約の規定は、本取組みの全てが終了した時点をもって同時に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 6 条～第 10 条、第 12 条、本条及び第 14 条は、本規約終了後もなお有効とする。

第 14 条（準拠法・裁判管轄）

本規約に定めのない事項は、誠意を持って協議の上、円満な解決を目指すものとし、本取組みに関連して本プロジェクト又は協力団体等と実験参加者等との間で紛争が生じた場合、準拠法は日本法とし、本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。

第2章 しずおか MaaS 専用アプリケーション「しずてつ MapS!」の利用規程

第1章第2条第5号に規定する本アプリは、各実験の実施に必要な機能を備えたデジタルツールとして活用し、利用のしやすさ等の使い勝手に関するニーズ等の調査を行うとともに、集積される情報を効果分析業務に役立てることを目的として提供するものである。

本章では「しずてつ MapS!」の利用に関する規程を以下のとおり定める。

第1条（適用）

本章の規定は、本プロジェクトと本アプリ利用者との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本章における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「おすすめ機能」とは、各実験に必要な情報をまとめて提供する機能のことをいう。
- (2) 「お知らせ機能」とは、本プロジェクトが必要と判断する情報を掲出し、閲覧の用に供するために必要な機能のことをいう。
- (3) 「カート機能」とは、実験③で提供する乗り放題券（以下「乗り放題券」という。）の購入及び購入済み券を一覧表示する機能のことをいう。
- (4) 「メニュー機能」とは、本アプリの操作説明、利用者情報の確認及び設定、各種規約類の閲覧等の画面をひとまとめに格納して提供する機能のことをいう。
- (5) 「スポット検索機能」とは、実験②に参画する商業施設等の情報を検索する機能のことをいう。
- (6) 「乗車券機能」とは、乗り放題券の購入及び購入済み若しくは使用中ののり放題券の一覧表示並びに乗り放題券の使用に必要な機能のことをいう。
- (7) 「クーポン機能」とは、実験②に必要なデジタルクーポンの取得及び利用に必要な機能のことをいう。
- (8) 「のりあい号予約機能」とは、移動経路の複合検索及びのりあい号の配車依頼を行うために必要な機能のことをいう。
- (9) 「のりあい号」とは、実験③により提供する運行サービスのことをいい、詳細は第5章第2条第1号の規定に従う。
- (10) 「ネット決済サービス」とは、本アプリ利用者が本プロジェクトの指定する決済手段を事前に登録することにより、本アプリ上で支払いができるサービスのことをいう。
- (11) 「決済手段」とは、各種料金の支払いに用いる現金、クレジットカード等のことをいう。

第3条（提供期間）

本プロジェクトは、本アプリを2020年11月1日～12月25日まで提供する。

第4条（提供する機能及びサービス）

1 本プロジェクトは、本アプリにおいて次の各号に掲げる機能を提供する。

- (1) おすすめ機能
- (2) お知らせ機能

- (3) カート機能
- (4) メニュー機能
- (5) スポット検索機能
- (6) 乗車券機能
- (7) クーポン機能
- (8) のりあい号予約機能

2 本プロジェクトは、次の各号に規定する事項について、ネット決済サービスを提供する。

- (1) 乗り放題券の購入
- (2) のりあい号の乗車料金の支払い

第5条（利用料金）

前条第1項各号に規定する全ての機能の利用料金は無料とする。ただし、次の各号に掲げる費用は本アプリ利用者の別途負担とする。

- (1) 本アプリ利用に必要な通信費
- (2) のりあい号の乗車に必要な乗り放題券の購入代金及び乗車料金

第6条（ネット決済サービスを利用する場合の条件）

1 本プロジェクトは、ネット決済サービスの利用条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。

- (1) 本アプリに登録できる決済手段は、クレジットカードのみとし、利用可能なカードブランドは次の各号のとおりとする。
 - ①Visa
 - ②Master Card
 - ③JCB
 - ④American Express
 - ⑤Diners Club
- (2) ネット決済サービスに係る決済代行業務は、第5章第2条第6号に規定する委託旅行会社が委託する決済代行業者とする。
- (3) 注文者本人が第1項に規定する決済手段を所有する場合若しくは利用が認められている場合に限り利用できる。
- (4) ネット決済サービスを利用して支払可能な料金は、第4条第2項各号に規定する料金とする。

2 本アプリ利用者は、本条の規定のほか、委託旅行会社の規定に準ずるものとする。

第7条（禁止行為）

本アプリ利用者は、第1章第6条に規定する禁止行為のほか、次の各号に規定する行為を行ってはならない。

- (1) 本アプリへの不正アクセス、不正攻撃又はそのおそれのある行為
- (2) 本アプリを不能にすること、本アプリの運用に支障を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 本アプリを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為

- (4) 本アプリのアプリケーションの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行う行為
- (5) 本アプリを、他のアプリケーション又はサービスと組み合わせて利用する行為

第8条（本アプリ提供の拒否及び利用資格の剥奪）

本プロジェクトは、次の各号に該当する場合、本アプリの提供の拒否並びに利用資格を剥奪することができることとし、当該者は、本アプリを利用する全ての権利を失う。

- (1) 第1章第4条第6項の規定により会員登録の拒否並びに本アプリの利用資格及び各実験の参加資格を剥奪した場合
- (2) 前条の禁止行為を行ったことが判明した場合
- (3) 本規約に同意しない場合

第9条（保証の否認及び免責事項）

1 本プロジェクトは、本アプリの提供に関し次の各号に掲げる事項を含む技術上又は法律上のあらゆる瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

- (1) 次の各号に掲げる場合に起因し、本アプリの機能の一部又は全部が利用できない若しくは支障が生じる等の瑕疵
 - ① 定期的又は緊急にシステム保守を行う場合
 - ② 天災、事故等により通信障害が生じた場合
 - ③ その他不測の事態が生じた場合
- (2) 次の各号に掲げる場合に起因し、本アプリの位置情報の正確性に支障が生じる等の瑕疵
 - ① 本アプリ利用者が建物の中、高層ビル群地帯、高圧線の近く、密集した樹木の近く等の GPS の電波を受信しにくい若しくは受信できない状態にある場合
 - ② GPS 機能を有していない端末で本アプリを利用する場合

2 本プロジェクトは、次の各号に起因して本アプリ利用者又は第三者に生じた経済上及び事実上の不利益を含むあらゆる損害について一切の責任を負わない。

- (1) 第7条各号に規定する禁止行為
- (2) 第8条の規定にする本アプリの提供の拒否及び利用資格の剥奪
- (3) 前項各号に規定する事項
- (4) 次の各号に掲げる本アプリ利用者の行為
 - ① 本アプリを使用する端末又はその他周辺機器等が正しく設置若しくは接続されていない又は故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である、もしくは利用の障害となるような機能設定をしている場合
 - ② 本アプリを使用する端末、本アプリ、アプリケーション又は OS のバージョンアップの有無等によって利用できる各種機能の内容が異なる場合
 - ③ 使用端末又はその他周辺機器等の電源が入っていない、電池切れ及び電力が正常に供給されていない場合
 - ④ 使用端末又はその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

- ⑤本アプリ利用者がのりあい号予約機能を利用する場合かつ地図から位置情報を設定する場合に、地図を拡大してから設定するなどの確認を怠った場合
- ⑥車両の運転中又は歩行中の本アプリの操作や画面の注視などにより、実際の歩道や道路の状況、道路標識及び道路標示の確認を怠った場合
- ⑦本アプリが提供する情報が必ず最適なものになるとの誤認識している場合

3 本プロジェクトは、本アプリの提供に関して、本アプリ利用者との本アプリ利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負わない。当該事案が発生した場合は本アプリ利用者は自己の責任と負担をもって解決し、本プロジェクトに一切の迷惑をかけないものとする。

第 10 条（取得情報等の収集）

- 1 本プロジェクトは、本章の規定に関し、次の各号に規定する取得情報等を収集する。ただし、ネット決済サービスを利用するために登録するクレジットカード情報は、本プロジェクトで保管せず、委託旅行会社が契約する決済代行業者が保管する。
 - （1）第 4 条各項の機能及び提供サービスの利用により蓄積される閲覧、検索、購入、移動並びにデジタルクーポンの取得及び利用等に係る一切の情報
 - （2）利用者の位置情報
- 2 取得情報等の取扱い等については第 6 章の規定に従う。
- 3 本プロジェクトは、

第 11 条（本章に規定する事項の終了）

- 1 本章の規定は、第 3 条及び第 1 章第 3 条第 2 項の規定により本アプリの提供を終了した時点をもって同時に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び本条は、本規約終了後もなお有効とする。

第3章 実験①「静鉄電車のリアルタイム混雑情報・混雑予測情報の提供実験」の参加規程

第1章第2条第4号に規定する実験①は、電車・バス等の幹線乗合移動サービス利用者に自発的な混雑回避を促す判断材料となる混雑情報を提供し、幹線乗合移動サービスを安心して利用できる環境の創出を目的とし、第1弾として静鉄電車を対象に実施するものであり、提供サービスに対するニーズ、データ取得・表示等の運用課題等を調査するために実施する。

本章では実験①の参加に関する規程を以下のとおり定める。

第1条（適用）

本章の規定は、本プロジェクトと、実験参加者のうち実験①に参加する者（以下「実験①参加者」という。）との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本章における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）「混雑情報」とは、リアルタイム混雑情報と快適乗車予報の総称をいう。
- （2）「リアルタイム混雑情報」とは、運行中の静鉄電車内の混雑度を、駅改札の入出場データ、過去の混雑度実績に天候情報、曜日情報及び防犯カメラ映像を組み合わせ、AIが統計的に判別し、4段階に区分して表示する混雑情報のことをいう。
- （3）「快適乗車予報」とは、運行予定の静鉄電車内の混雑度を、駅改札の入出場データ、過去の混雑度実績に天気予報及び曜日情報を組み合わせ、AIが統計的に判別し、4段階に区分して表示する混雑情報のことをいう。
- （4）「デジタルサイネージ」とは、混雑情報及び第4章に規定するクーポン取得QR※を表示するために静鉄電車の駅構内に設置する表示モニターのことをいう。 ※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

第3条（実施期間）

本プロジェクトは、実験①を2020年11月2日～2021年1月31日まで実施する。

第4条（提供するサービス）

- 1 本プロジェクトは、次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - （1）静鉄電車内のリアルタイム混雑情報（当日のみ）の提供
 - （2）静鉄電車内の快適乗車予報（当日及び翌日）の提供
- 2 本プロジェクトは、混雑情報を次の各号に掲げる場所に表示する。
 - （1）しずおか MaaS ホームページ
 - （2）本アプリ
 - （3）静鉄電車新静岡駅、県総合運動場駅、草薙駅、狐ヶ崎駅、新清水駅の構内に設置するデジタルサイネージ

第5条（利用料金）

混雑情報の閲覧に係る料金は無料とする。ただし、しずおか MaaS ホームページ及び本アプリ上での閲覧に必要な通信費は実験①参加者の別途負担とする。

第6条（禁止行為）

実験①参加者は、第1章第6条に規定する禁止行為のほか、次の各号に規定する行為をしてはならない。

- (1) 実験①のために設置する駅構内の防犯カメラ、デジタルサイネージその他実験①に必要な資機材を破損、損壊又は汚損させる行為
- (2) 混雑情報の提供を不能にすること、その他混雑情報の提供及びその運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 混雑情報を利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
- (4) 混雑情報を、他のアプリケーション又はサービスと組み合わせて利用する行為

第7条（保証の否認及び免責事項）

1 本プロジェクトは、混雑情報の提供に関し次の各号に掲げる事項を含む技術上又は法律上のあらゆる瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

- (1) 次の各号に掲げる場合に起因し、本プロジェクトホームページ上及びデジタルサイネージ上で混雑情報の表示ができない又は画像のみだれが生じる等の瑕疵
 - ① 定期的又は緊急にシステム保守を行う場合
 - ② 天災、事故、火災、窃盗等により機器が破損又は消失等した場合
 - ③ 風雨等により機器及び配線に障害が発生した場合
 - ④ 通信障害、コンピューターウイルス等により正常に作動しない場合
 - ⑤ その他不測の事態が生じた場合
- (2) 次に掲げる事項に起因し、混雑情報の完全性・正確性に係る瑕疵
 - ① 混雑情報の予測モデル
 - ② 運行遅延情報と連動しないこと

2 本プロジェクトは、次の各号に起因して実験①参加者又は第三者に生じた経済上及び事実上の不利益を含むあらゆる損害について一切の責任を負わない。

- (1) 第6条各号に規定する禁止行為
- (2) 前項各号に規定する事項
- (3) 遅延、運休等の静鉄電車の運行上の理由

3 本プロジェクトは、実験①の実施に関して、実験①参加者と第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負わない。当該事案が発生した場合は実験①参加者は自己の責任と負担をもって解決し、本プロジェクトに一切の迷惑をかけないものとする。

第8条（取得情報等の収集）

1 本プロジェクトは、本章の規定に関し、実験①参加者から駅構内に設置する防犯カメラ映像を取得す

る。

2 取得情報等の取扱い等については第6章の規定に従うものとする。

第9条（本章に規定する事項の終了）

1 本章の規定は、第3条及び第1章第3条第2項の規定により実験①を終了した時点をもって同時に終了する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条～第8条及び本条は、本規約終了後も有効とする。

第4章 実験②「まちなかの賑わいづくりと連動した仮想ダイナミックプライシング実験」の参加規程

第1章第2条第4号に規定する実験②は、実験①と連動し、静鉄電車で最も混雑する新静岡駅着列車の混雑回避を促すため、4段階に区分した混雑情報に応じた商業施設で使えるデジタルクーポンをインセンティブとして付与することにより、新静岡駅発着の混雑車両の利用者の分散化を促すとともに、協力店舗への来店頻度向上を図ることを目的とし、提供サービスに対するニーズ並びに混雑情報の基礎データの収集、加工及び表示等の一連の運用課題を調査するために実施する。

本章では実験②の参加に関する規程を以下のとおり定める。

第1条（適用）

本章の規定は、本プロジェクトと、実験参加者のうち実験②に参加する者（以下「実験②参加者」という。）との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本章における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「デジタルクーポン」とは、4段階に区分した混雑情報に応じて特典に差をつけた商業クーポンのことをいう。
- (2) 「協力店舗」とは、実験②に協力し、デジタルクーポンが利用できる商業施設等をいう。
- (3) 「クーポン取得 QR」とは、デジタルクーポンを取得するために本プロジェクトが静鉄電車の駅構内に表示する QR コードのことをいう。
- (4) 「店舗 QR」とは、デジタルクーポンを利用可能とするために本プロジェクトが協力店舗に設置する QR コードのことをいう。
- (5) 「クーポン機能」とは、第2章第2条第7号に規定する機能のことをいう。
- (6) 「デジタルサイネージ」とは、クーポン取得 QR を表示するために静鉄電車の駅構内に設置する表示モニターのことをいう。

第3条（実施期間）

本プロジェクトは、実験②を2020年11月2日～2020年12月25日まで実施する。

第4条（提供するサービス）

- 1 本プロジェクトは、次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) デジタルクーポン取得・利用に必要なシステムの提供
 - (2) 協力店舗のスポット検索機能
 - (3) デジタルクーポンの配付情報の配信（当日及び翌日）
 - (4) デジタルクーポン一覧表の掲出
- 2 デジタルクーポンの配付情報及びデジタルクーポン一覧表は、次の各号に掲げる場所に表示する。ただし、デジタルクーポン一覧表は第3号を除く。
 - (1) しずおか MaaS ホームページ

- (2) 本アプリ
 - (3) デジタルサイネージ
- 3 デジタルクーポンの取得に関する条件及び留意事項は次の各号のとおりとする。
- (1) デジタルクーポンの取得は、デジタルサイネージに表示するクーポン取得 QR を、本アプリのクーポン機能を用いて読み取り、取得することとする。
 - (2) クーポン取得 QR の配信日時は、静鉄電車が運行する平日の始発～18時までとする。
 - (3) クーポン取得 QR の表示場所は、静鉄電車新静岡駅、県総合運動場駅、草薙駅、狐ヶ崎駅、新清水駅の構内に設置するデジタルサイネージの画面上のみとする。
- 4 デジタルクーポンの利用に関する条件及び留意事項は次の各号のとおりとする。
- (1) デジタルクーポンの利用は、協力店舗が設定する利用条件を満たした場合に限り、店舗 QR を本アプリのクーポン機能を用いて読み取り、読み取り結果を協力店舗従業員に提示し、有効期限を確認したのち、当該協力店舗が設定した特典を受けることができる。
 - (2) 有効期限は、クーポン取得 QR の読み取り日のみとし、利用可能時間は協力店舗の営業時間内に限る。
 - (3) 利用可能回数は、1会計につき1回とし、1つのクーポンで最大3店舗まで利用できる。

第5条（利用料金）

デジタルクーポンの取得・利用に係る料金は無料とする。ただし、次の各号に規定する費用は実験②参加者の別途負担とする。

- (1) 本アプリのクーポン機能の利用に必要な通信費
- (2) 協力店舗が定めるデジタルクーポンの使用条件を満たすための商品購入代金

第6条（禁止行為）

実験②参加者は、第1章第6条に規定する禁止行為のほか、次の各号に規定する行為をしてはならない。

- (1) デジタルサイネージを破損させる行為
- (2) デジタルクーポンの提供を不能にすること、その他デジタルクーポンの提供及びその運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 混雑情報を利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
- (4) デジタルサイネージの前を長時間占有する行為、故意に大勢でデジタルサイネージを囲う行為その他デジタルサイネージの視認性及びクーポン取得 QR の読取りを阻害する等の迷惑行為

第7条（実験参加の拒否及び参加資格の剥奪）

本プロジェクトは、次の各号に該当する場合、実験②への参加の拒否並びに参加資格を剥奪することができることとし、当該者は、実験に参加する全ての権利を失う。

- (1) 第1章第4条第6項の規定により会員登録の拒否並びに本アプリの利用資格及び各実験の参加資格を剥奪した場合
- (2) 前条の禁止行為を行ったことが判明した場合

(3) 本規約に同意しない場合

第8条（保証の否認及び免責事項）

1 本プロジェクトは、デジタルクーポンの提供に関し次の各号に規定する事項を含む技術上又は法律上のあらゆる瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

(1) 第2章第9条第1項第1号に該当する場合に起因し、本アプリのクーポン取得・利用機能が利用できない又は支障が生じる等の瑕疵

(2) 次の各号に掲げる場合に起因し、デジタルサイネージでクーポン取得 QR の表示ができない又は画像のみだれが生じる等の瑕疵

①定期的又は緊急にシステム保守を行う場合

②天災、事故、火災、窃盗等により機器が破損又は消失等した場合

③風雨等により機器及び配線に障害が発生した場合

④通信障害、コンピューターウイルス等により正常に作動しない場合

⑤クーポン取得 QR の表示面の上に別の QR コードを貼られるなどのいたずら若しくは犯罪行為が行われた場合

⑥その他不測の事態が生じた場合

(3) 犯罪的行為により文字列情報に変更された場合に起因し、クーポン取得 QR 自体に不備が生じる等の瑕疵

2 本プロジェクトは、次の各号に起因して実験②参加者又は第三者に生じた経済上及び事実上の不利益を含むあらゆる損害について一切の責任を負わない。

(1) 第6条各号に規定する禁止行為

(2) 第7条に規定する実験参加の拒否及び参加資格の剥奪

(3) 前項各号に規定する事項

(4) 遅延、運休等の静鉄電車の運行上の理由

(5) 不定休、営業時間の短縮等の協力店舗の営業上の理由

3 本プロジェクトは、実験②の実施に関して、実験②参加者と第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負わない。当該事案が発生した場合は実験②参加者は自己の責任と負担をもって解決し、本プロジェクトに一切の迷惑をかけないものとする。

第9条（取得情報等の収集）

1 本プロジェクトは、本章の規定に関し、実験②参加者からデジタルサイネージに設置するセンサーカメラにより取得される映像データを取得する。

2 取得情報等の取扱い等については第6章の規定に従う。

第10条（本章に規定する事項の終了）

1 本章の規定は、第3条及び第1章第3条第2項の規定により実験②を終了した時点をもって同時に終了する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条～第9条及び本条は、本規約終了後もなお有効とする。

第5章 実験③「幹線乗合移動サービスと連携した AI オンデマンド交通サービスの客貨同時混載運行実験」の参加規程

第1章第2条第4号に規定する実験③は、令和元年度に社会受容性を検証した AI オンデマンド交通による旅客運送サービスに商品配送サービスを加え、ヒトとモノを1つの車両に同時混載する「のりあい号」の運行を行うことにより、運送サービスの効率化及び商業施設の販路拡大を目的とし、提供サービスに対するニーズ、運送サービスの新たな収益軸の可能性、旅客運送サービス及び商品配送サービス並びにコールセンター業務等の運用課題等を調査するために実施する。

本章では実験③の参加に関する規程を以下のとおり定める。

第1条（適用）

- 1 本章の規定は、本プロジェクトと、実験参加者のうち実験③に参加する者（以下「実験③参加者」という。）との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本章における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「のりあい号」とは、AI（人工知能）を活用したリアルタイムオンデマンド配車システムにより、人と人の相乗り若しくは人と物の同時混載により効率性を高めた新たな移動サービスのことをいう。
- (2) 「旅客運送サービス」とは、のりあい号により提供されるサービスのうち、旅客を運送するサービスのことをいう。
- (3) 「商品配送サービス」とは、のりあい号により提供されるサービスのうち、販売店舗の商品を配送するサービスのことをいう。
- (4) 「配車システム」とは、のりあい号の運行に必要なシステムのことをいう。
- (5) 「乗り場画面」とは、のりあい号の配車依頼を簡易的に行うために、本プロジェクトがのりあい号の運行地域内に設置するデジタルサイネージのことをいう。
- (6) 「委託旅行会社」とは、本プロジェクトが旅行業法に基づく旅行契約業務を委託する旅行業者のことをいう。
- (7) 「委託運送事業者」とは、委託旅行会社がのりあい号の運行を委託する一般旅客自動車運送事業者のことをいう。
- (8) 「依頼者」とは、のりあい号の手配を依頼した実験③参加者のことをいう。
- (9) 「販売店舗」とは、商品配送サービスの対象となる商品を販売する商業施設をいう。
- (10) 「対象商品」とは、販売店舗が販売する商品のうち、商品配送サービスの対象にする商品のことをいう。
- (11) 「手配旅行契約」とは、旅行業法第2条第5項に規定される手配旅行契約のことをいう。
- (12) 「旅行業約款」とは、旅行業法第12条の2の規定により委託旅行業者が定める旅行業約款（手配旅行契約の部）のことをいう。
- (13) 「取引条件の説明」とは、旅行業法第12条の4第1項の規定により旅行業者が行う、旅行に係る取引条件の説明のことをいう。

- (14) 「取引条件書」とは、旅行業法第 12 条の 4 第 2 項の規定により委託旅行会社が定める取引条件の説明書面のことをいう。
- (15) 「契約書面」とは、旅行業法第 12 条の 5 第 1 項に規定される契約書面のことをいう。
- (16) 「運送約款」とは、道路運送法第 11 条の規定により運送事業者が定める運送約款のことをいい、実験③においては道路運送法第 21 条の許可申請に付随して定める運送約款のことをいう。
- (17) 「ネット決済」とは、本アプリが提供するネット決済サービスを利用し、事前に登録した決済手段を用いて料金を支払うことをいう。
- (18) 「現金決済」とは、のりあい号車内にて現金で乗車料金を支払うことをいう。
- (19) 「都度払い」とは、1 乗車ごとに乗車料金を支払う方法のことをいう。ただし、現金決済又はネット決済のみとする。
- (20) 「乗り放題券購入」とは、予め乗り放題券を購入し乗車料金を支払う方法のことをいう。ただし、ネット決済又は現金決済のみとする。
- (21) 「号車番号」とは、のりあい号の用に供する車両を示す固有の識別番号で、車両の外装部に表示する番号のことをいう。

第 3 条 (実施期間)

本プロジェクトは、実験③を 2020 年 11月1日～12月25日まで実施する。

第 4 条 (業務の委託)

本プロジェクトは、次の各号のとおり実験③に係る業務の一部を委託して実施する。

- (1) 手配旅行契約に係る事務は、指定する旅行者に委託する。
- (2) のりあい号の運行業務及び現金決済に係る旅行代金収受業務は、委託旅行会社から 5 社の運送事業者に委託する。

第 5 条 (提供するサービス)

- 1 本プロジェクトは、次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) のりあい号の運行 (旅客と配送商品の同時混載サービス)
 - (2) 乗り放題券 (電子券及び紙券) の販売
 - (3) 本アプリ、配車システム及び乗り場画面その他のりあい号の配車に必要なシステムの提供
 - (4) 対象店舗における実験③参加者が注文した商品の受領及び商品購入代金の立替
 - (5) 実験③参加者が注文した商品の配送及び商品購入代金の精算
- 2 本プロジェクトは、のりあい号 (旅客運送サービス) の利用条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 運行地域は、草薙地区及び庵原地区のみとし、詳細な提供範囲は別表 1 のとおりとする。
 - (2) 乗車位置及び降車位置は、同一運行地域内で乗車及び降車が完結する位置に限る。
 - (3) 次の各号に該当する場合、本項第 1 号に規定する運行地域内であっても乗降場所及び乗降時間の変更の指示並びに強制的な予約キャンセル及び再予約その他本プロジェクトが必要と判断した措置を行うことがある。

①道路交通法上の駐停車禁止区域並びに交差点、歩道橋その他法令上駐停車を禁じられてい

- る区域が乗降位置に指定され、配車依頼が確定したことが判明した場合
 - ②隘路その他の道路交通事情により通行又は停車が困難と判断した場合
 - ③乗客及び周辺交通の安全確保のために必要と判断した場合
 - ④確定した乗車予定日時を過ぎても乗車予定位置に依頼者が現れないなど、他の乗客及び依頼者の予定に遅れが生じることが懸念されると判断した場合
 - ⑤依頼者と手配車両のマッチングが困難と判断した場合
 - ⑥その他の理由により本プロジェクトが必要と判断した場合
- (4) 乗車予定日時前である場合に限り、配車依頼確定後であっても予約のキャンセルを可能とする。
- (5) 次の各号に該当する場合、第1章第4条第3項に規定する参加資格を付与された場合であっても旅客運送サービスの提供を拒否する場合がある。
- ①第1章第4条第6項に規定する実験参加資格を剥奪された場合
 - ②第14条に規定する禁止行為を行った場合
 - ③本プロジェクト及び委託運行事業者の注意若しくは指示に従わない場合
 - ④未就学児のみで利用することが判明した場合
 - ⑤体調不良であることが判明した場合又は明白な場合
 - ⑥マスクを着用していない場合
 - ⑦車いすを利用している場合
 - ⑧その他本プロジェクトが不適当と判断した場合
- (6) 運行時間は、毎日7～22時とし、最終予約受付時刻は21時とする。
- (7) のりあい号の性質上、乗降予定時間から10分程度前後することがある。
- (8) のりあい号の手配は、手配旅行契約に該当する。
- (9) 実証実験段階であり、完成されたサービスでない点を了解の上、利用すること

3 本プロジェクトは、のりあい号（商品配送サービス）の利用条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。

- (1) 前項第1号、第7号及び第9号の規定を適用する。
- (2) 配送先は、販売店舗が立地するのりあい号の運行地域内に限る。
- (3) 次の各号に該当する場合、前項第1号に規定する運行地域内であっても配送先及び配送時間の変更の指示並びに強制的な予約キャンセル及び再予約その他本プロジェクトが必要と判断した措置を行うことがある。
 - ①道路交通法上の駐停車禁止区域並びに交差点、歩道橋その他法令上駐停車を禁じられている区域が配送先に指定され、配送依頼が確定したことが判明した場合
 - ②隘路その他の道路交通事情により通行又は停車が困難と判断した場合
 - ③乗客及び周辺交通の安全確保のために必要と判断した場合
 - ④確定した配送予定日時を過ぎても配送予定位置に依頼者が現れないなど、他の乗客及び依頼者の予定に遅れが生じることが懸念されると判断した場合
 - ⑤依頼者と手配車両のマッチングが困難と判断した場合
 - ⑥その他の理由により本プロジェクトが必要と判断した場合
- (4) 配送を依頼した日の17時までに関し、配送依頼確定後であっても予約のキャンセルを可能とする。

- (5) 前項第5号①～③及び⑧に該当する場合、第1章第4条第3項に規定する参加資格を付与された場合であっても商品配送サービスの提供を拒否する場合がある。
 - (6) 商品配送サービスの運行時間は、毎日7～22時のうち、商品受取の都合上、販売店舗の営業時間内に限ることとし、最終予約受付時間は配送希望日の前日17時までとする。
 - (7) のりあい号の性質上、配送予定時間から10分程度前後する場合がある。
- 4 本プロジェクトは、乗り放題券の販売及び使用に関する条件及び留意事項を次の各号のとおりに定める。
- (1) 乗り放題券は、会員登録済みの場合に限り販売する。
 - (2) 本アプリのネット決済サービスを利用して購入した場合は電子券を、のりあい号車内で購入した場合は紙券を発行する。のりあい号車内で乗り放題券の購入を希望する場合、乗車後に購入申込書に必要事項を記入し、降車前に購入申込書を渡すとともに購入代金を乗務員に支払うこと
 - (3) 券種は、14日券及び28日券とする。
 - (4) 利用可能日数は、購入日から起算した日数とする。
 - (5) 券面に表示する運行地域でのみ利用でき、当該運行地域以外の運行地域では利用できない。
 - (6) 購入確定後のキャンセル及び残日数分の払い戻しには応じない。
 - (7) 紛失、破損、汚損、システムトラブルなどの理由によらず再発行は行わない。
 - (8) 乗り放題券（電子券）の使用条件は次の各号のとおり。
 - ①本アプリに登録された会員ID保有者が乗車した場合にのみ使用可能とする（同乗者の会員登録は要しない）。
 - ②有効期限切れのものは無効とする。
 - ③着席前にのりあい号車内に設置されたQRコードを読み取り、有効期限内であることを記す画面を乗務員に提示することとし、有効期限切れ及び不所持の場合はのりあい号車内で当該乗車料金を現金にて支払うこととする。
 - (9) 乗り放題券（紙券）の使用条件は次の各号のとおり。
 - ①券面に記載された会員ID保有者のみ使用可能とする。
 - ②券面に購入日、会員ID、有効期限の記載のないものは無効とする。
 - ③着席前に乗務員に提示することとし、有効期限切れ及び不所持の場合はのりあい号車内で当該乗車料金を現金にて支払うこととする。
- 5 本プロジェクトは、乗り場画面の利用条件及び留意事項を次の各号のとおりに定める。
- (1) 乗り場画面の設置場所は、JR草薙駅南口駅前広場（草薙地区）及び清水厚生病院（庵原地区）の2箇所とする。
 - (2) 本アプリから会員登録した者は乗り場画面は利用できない。
 - (3) 乗り場画面から商品配送サービスの依頼はできない。

第6条（利用料金及び利用証明書の発行）

- 1 のりあい号の乗車料金（通常料金）は、別表2のとおりとする。ただし、次の各号に規定する費用は実験③参加者の別途負担とする。
- (1) 本アプリののりあい号予約機能の利用に必要な通信費
 - (2) しずおか MaaS コールセンターで配車依頼する際の通話料金

- (3) 商品配送サービスの対象商品の購入代金
- 2 本プロジェクトは、乗車料金に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 未就学児（小学生未満）の乗車料金は無料とする。
 - (2) 小人（小学生）の乗車料金は、都度払いの場合は通常料金とし、乗り放題券の購入代金は半額とする。
 - (3) 中学生以上の乗車料金は、通常料金とする。
 - (4) 高齢者割引、障がい者割引その他割引は設定しない。
 - (5) 第5条第2項第3号及び第4号並びに第5条第3項第3号及び第4号の規定に基づき配車依頼をキャンセルした場合、キャンセル料は無料とする。
 - (6) 次の各号に該当する場合であっても料金の変更又は払戻しを行わない。
 - ①前条第2項第3号及び前条第3項第3号の規定に基づき運行距離を延長又は短縮した場合
 - ②依頼者の都合により途中下車した場合
 - ③依頼者が自宅までの商品配送を依頼した場合にのりあい号まで商品を受け取りに来た場合
- 3 本プロジェクトは、希望に応じて利用証明書を発行する。
- 4 利用証明書の発行を希望する実験③参加者は、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。
 - (1) しずおか MaaS コールセンターに電話し、利用明細書の発行を求める旨を伝えるとともに、次の各号に掲げる事項を伝える。
 - ①会員 ID 等
 - ②送付連絡先（メールアドレス又は送付先住所）
 - ③乗車日時又は乗り放題券の購入日時
 - (2) 本プロジェクトは、前各号の内容を確認の上、指定された送付先に送付する。

第7条（旅客運送サービスにおける配車依頼）

- 1 依頼者は、次の各号のうちいずれかの方法を選択し、配車を依頼することとする。
 - (1) 本アプリののりあい号予約機能を用いて依頼する方法
 - (2) しずおか MaaS コールセンターに電話で依頼する方法
 - (3) 乗り場画面を用いて依頼する方法
- 2 依頼者は、次の各号に掲げる依頼情報を登録することとする。ただし、乗り場画面を用いて配車依頼する場合、第1号、第5号に規定する依頼情報のみ登録可能とし、第2号の乗車希望日時にあっては乗り場画面を用いて配車依頼した日時とし、第3号にあっては乗り場画面の設置位置とし、第4号にあっては会員登録した住所とし、第6号にあっては現金決済とする。
 - (1) 会員 ID 等
 - (2) 乗車希望日時又は降車希望日時
 - (3) 乗車位置
 - (4) 降車位置
 - (5) 乗車人数
 - (6) 料金の支払い方法及び決済手段
- 3 本プロジェクトは、前項各号に規定する依頼情報の登録に係る条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。

- (1) 乗車希望日時又は降車希望日時は、依頼日の当日及び翌日の運行時間内に限る。
 - (2) 乗車位置及び降車位置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により選択する。
 - ①本アプリの地図上から選択する方法
 - ②ランドマークから選択する方法
 - ③入力画面に住所・施設名を入力する方法
 - ④しずおか MaaS コールセンターに電話で指定する方法
 - (3) 乗車人数は、1 予約あたり最大5 人までとする。
 - (4) 料金の支払い方法は、次の各号のとおりとする。
 - ①都度払いによる支払い
 - ②乗り放題券の購入（一括払い）による支払い
 - (5) 料金の決済方法は、次の各号のとおりとし、本条第1 項に規定する配車依頼方法ごとの選択可能区分は別表3 のとおりとする。
 - ①現金決済
 - ②ネット決済
- 4 依頼者は、本条第1 項に規定する方法により本条第2 項に掲げる依頼情報を登録しようとする場合、次の各号に掲げる方法により配車を依頼する旨を通知しなければならない。
- (1) 第1 項第1 号に規定する本アプリののりあい号予約機能を用いる場合並びに第1 項第3 号に規定する乗り場画面を用いる場合にあつては、表示画面上にて配車を申し込む旨を記載したボタンを押下する方法
 - (2) 前条第1 項第2 号に規定する電話で配車依頼する場合にあつては、しずおか MaaS コールセンター職員に配車を申し込む旨を口頭で伝える方法
- 5 本プロジェクトは、前項に規定する配車依頼に対し、次の各号に掲げるいずれかの方法により依頼者に配車依頼内容の確認をしなければならない。
- (1) 第1 項第1 号に規定する本アプリののりあい号予約機能を用いる場合並びに第1 項第3 号に規定する乗り場画面を用いる場合にあつては、配車依頼を確定する旨を記載したボタンと併せて当該依頼内容を表示し確認させる方法
 - (2) 本条第1 項第2 号に規定する電話で配車依頼する場合にあつては、しずおか MaaS コールセンター職員が操作する配車システムの表示画面上に配車依頼を確定する旨を記載したボタンと併せて表示された当該配車依頼内容を復唱して再確認する方法
- 6 本プロジェクトは、前項に規定する方法により依頼者に確認すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 第2 項第2 号から第5 号に規定する事項
 - (2) 料金
- 7 本プロジェクトは、前各項のほか、配車依頼に関する条件及び留意事項を次の各号のとおりに定める。
- (1) 第5 項第1 号に規定する確認方法にあつては、配車システムの都合上、60 秒以内に配車依頼を確定する旨を記載したボタンを押下しなければならない。
 - (2) 予約可能件数は、配車依頼と配送依頼の合算で最大4 件までとする。ただし、予約を消化又はキャンセルすることにより予約可能件数は回復する。

- (2) 利用の集中や交通状況によっては希望通りの配車依頼とならない場合がある。
- (3) 委託運送事業者及び車両の指定はできない。

第8条（旅客運送サービスにおける配車依頼の確定）

- 1 本プロジェクトは、前条第2項各号に規定する配車依頼情報に基づく手配車両及び配車依頼内容が確定した場合、次の各号に掲げる方法により当該配車依頼の確定内容を依頼者に通知しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号に規定する本アプリののりあい号予約機能を用いる場合並びに前条第1項第3号に規定する乗り場画面を用いる場合にあつては、配車確定内容を記載した画面を表示する方法
 - (2) 前条第1項第2号に規定する電話配車を行う場合にあつては、しずおか MaaS コールセンター職員が配車確定内容を口頭で伝える方法
- 2 本プロジェクトは、前項に規定する方法により、依頼者に次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 前条第2項第2号から第5号に規定する事項
 - (2) 乗車料金
 - (3) 手配車両の号車番号
 - (4) その他本プロジェクトが必要と判断した事項
- 3 本プロジェクトは、第1項に規定する方法により第2項に規定する配車確定内容を依頼者に通知した時点をもって前条に規定する配車依頼が確定したとみなす。
- 4 本プロジェクトは、前各項のほか、配車依頼の確定に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 依頼者がネット決済サービスを利用する場合、前項の配車依頼の確定時点をもって、本プロジェクトと依頼者の間に当該旅客運送サービス料金の決済を目的としたネット決済サービスの利用に係る契約が成立するものとする。ただし、通信事情等その他の事由により配車確定内容を記載した画面を依頼者が受信することができない場合等の事態が生じても、利用契約の成立に影響を与えるものではない。
 - (2) 乗車予定日時前である場合に限り、配車依頼確定後であっても予約のキャンセルを可能とする。

第9条（のりあい号の利用契約）

- 1 依頼者は、のりあい号の利用契約にあたり、委託事業者が別に定める次の各号の規程に従わなければならない。万が一、本規約と次の各号の規程に疑義が生じた場合、次の各号の規程を優先する。
 - (1) 手配旅行契約にあつては、委託旅行会社が定める旅行業約款及び取引条件書
 - (2) のりあい号の運送契約にあつては、委託運行事業者が定める運送約款
- 2 本プロジェクトは、第8条第3項に規定する配車依頼が確定した場合、前項の規程に基づく契約が成立したものとみなす。
- 3 本プロジェクトは、手配旅行契約に係る次の各号の事項について、第1章第11条に規定する本規約に同意した時点をもって承諾を得たとみなす。
 - (1) 次の各号に規定する手続きを、旅行業法施行令第1条に規定される情報通信の技術を利用して行うことに対する承諾

- ①取引条件の説明書面の交付
 - ②契約書面の交付に代えて旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させること
- (2) 次の各号に規定する方法により、取引条件の説明を行うことに対する承諾
- ①第7条第1項第1号に規定する本アプリののりあい号予約機能を用いて配車依頼する場合にあっては、第1章第4条第3項に規定する会員登録完了後に表示される本アプリのメニュー機能内にて旅行業約款及び取引条件書を閲覧に供するとともに第7条第5項1号に規定する配車依頼内容の確認を行う方法
 - ②第7条第1項第2号に規定するしずおか MaaS コールセンターに電話する方法により配車依頼を行う場合にあっては、第1章第4条第3項に規定する会員登録完了後に旅行業約款及び旅行取引条件書を郵送するとともに第7条第5項2号に規定する復唱により配車依頼内容の確認を行う方法
 - ③第7条第1項第3号に規定する乗り場画面を用いて配車依頼する場合にあっては、第1章第4条第3項に規定する会員登録完了後に旅行業約款及び旅行取引条件書を郵送するとともに第7条第5項1号に規定する配車依頼内容の確認を行う方法
- (3) 契約書面の交付に代わり、前条第2項の通知をもって当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させたことに対する承諾

第10条（手配車両への乗車及び降車、運送契約の終了）

- 1 本プロジェクトは、配車が確定したのりあい号への乗車に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
- (1) 確定した乗車予定日時に予約した人数で乗車位置に待機していること
 - (2) 乗車時に、依頼者の会員IDを乗務員に伝えること
 - (3) 決済方法ごとの留意事項は次の各号のとおり。
 - ①現金決済の場合、乗務員に乗車料金を支払ってから着席すること
 - ②ネット決済サービス利用者は、速やかに着席すること
 - ③乗り放題券（電子券）を利用する場合、のりあい号車内に設置するQRコードを読み取り、読み取り後の表示画面を乗務員に提示してから着席すること
 - ④乗り放題券（紙券）を利用する場合、当該紙券を乗務員に提示してから着席すること
 - (4) 必ずマスクを着用し、乗車時に、車内備え付けの薬剤で手指の消毒・除菌を行うこと
 - (5) 乗り放題券（紙券）をのりあい号車内での購入を希望する場合、車内に設置する購入申込書に所定事項を乗車中に記入しておくこと
 - (6) 第5条第2項第5号各号に該当する場合、乗車を拒否することができる。
- 2 本プロジェクトは、手配が確定したのりあい号からの降車に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
- (1) 決済方法によらず、到着後速やかに降車すること
 - (2) 乗り放題券（紙券）をのりあい号車内での購入を希望する場合、所定事項を記入した購入申込書と購入代金を乗務員に渡し、当該紙券を受け取ってから降車すること
- 3 本プロジェクトは、依頼者が降車した時点をもって当該通用区間の全部について運送契約が終了したとみなす。

- 4 遺失物が発生した場合、法令に基づき委託運送事業者が別表 4 に示す保管場所にて数日間管理・保管し、遺失者から連絡がない場合は警察署に引き渡すこととする。

第 11 条（商品配送サービスにおける配送依頼）

- 1 依頼者は、しずおか MaaS コールセンターへの電話による方法により配送を依頼することとする。
- 2 依頼者は、次の各号に掲げる依頼情報を口頭で登録することとする。
 - (1) 会員 ID 等
 - (2) 配送希望日時
 - (3) 商品受け渡し位置
 - (4) 商品番号及び購入数量
- 3 本プロジェクトは、前項に規定する依頼情報の登録に係る条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 配送希望日は、依頼日の翌日のみとし、配送希望時間は、のりあい号の運行時間内かつ販売店舗の営業時間内に限る。
 - (2) 商品番号は案内チラシに記載する番号とする。
 - (3) 購入数量の制限は設けませんが、1 予約あたりの販売店舗数は 3 店舗以内とする。
 - (4) 購入代金の支払い方法は、都度払い（現金）のみとする。
- 4 依頼者は、第 1 項に規定する方法により第 2 項に掲げる依頼情報を登録し、配送を依頼する旨を本プロジェクトに通知しなければならない。
- 5 本プロジェクトは、前項に規定する配送依頼に対し、しずおか MaaS コールセンター職員が操作する配車システムの表示画面上に配車依頼を確定する旨を記載したボタンと併せて表示された当該配車依頼内容を復唱して再確認をしなければならない。
- 6 本プロジェクトは、前項に規定する方法により依頼者に確認すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 第 2 項第 2 号から第 4 号に規定する事項
 - (2) 料金
- 7 本プロジェクトは、前各項のほか、配送依頼に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
 - (1) 予約可能件数は、配車依頼と配送依頼の合算で最大 4 件までとする。ただし、予約を消化又はキャンセルすることにより予約可能件数は回復する。
 - (2) 利用の集中や交通状況によっては希望通りの配送依頼とならない場合がある。
 - (3) 委託運送事業者及び車両の指定はできない。

第 12 条（商品配送サービスにおける配送依頼の確定）

- 1 本プロジェクトは、前条第 2 項の配送依頼情報に基づく手配車両及び配送依頼内容が確定した場合、しずおか MaaS コールセンター職員が口頭で伝える方法により当該配送依頼の確定内容を依頼者に通知しなければならない。
- 2 本プロジェクトは、前項に規定する方法により、依頼者に次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 前条第 2 項第 2 号から第 4 号に規定する事項

- (2) 配送料金
 - (3) 手配車両の号車番号
 - (4) その他本プロジェクトが必要と判断した事項
- 3 本プロジェクトは、第1項に規定する方法により第2項に規定する配送確定内容を依頼者に通知した時点をもって前条に規定する配送依頼が確定したとみなす。
- 4 本プロジェクトは、前各項のほか、配送依頼の確定に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
- (1) 依頼者がネット決済サービスを利用する場合、前項の配送依頼の確定時点をもって、本プロジェクトと依頼者の間に当該商品配送サービス料金の決済を目的としたネット決済サービスの利用に係る契約が成立するものとする。ただし、通信事情等その他の事由により配送確定内容を記載した画面を依頼者が受信することができない場合等の事態が生じて、利用契約の成立に影響を与えるものではない。
 - (2) 配送を依頼した日の17時までに限り、配送依頼確定後であっても予約のキャンセルを可能とする。

第13条（商品の受取、運送契約の終了）

- 1 本プロジェクトは、配送が確定したのりあい号からの商品受取に関する条件及び留意事項を次の各号のとおり定める。
- (1) 確定した配送予定日時に商品受取位置に待機し、のりあい号に自ら商品の受け取りにくること
 - (2) 商品受取時に、依頼者の会員IDを乗務員に提示し、商品代金を支払うこと
 - (3) 商品代金の支払い方法は、現金決済に限る
 - (4) 依頼者が不測の事態により次の各号の状態に陥った場合、ただちにしずおか MaaS コールセンターに連絡をすること
 - ①受け取り場所に行くことができなくなった場合
 - ②商品購入代金の支払いができなくなった場合
 - ③その他依頼者が配送商品を正常に受け取ることができなくなった場合
 - (5) 商品の受け渡しができなかった場合の対応は次の各号のとおりとする。
 - ①依頼者自ら又は依頼者が委任する家族等（以下「依頼者等」という。）が、当日中に別表4に示す保管場所に引き取りにくることとし、再配送には応じない。
 - ②依頼者等は会員IDを提示するとともに、保管場所で商品の引き取りと商品購入代金の支払いをすること
 - ③商品の引き取り及び商品購入代金の支払いがない場合、虚偽の配送依頼とみなす。
 - (6) 次の各号に該当する場合、商品配送サービスの提供を断る場合がある。
 - ①販売店舗の定休日又は営業時間外に配送依頼があったことが判明した場合
 - ②販売店舗が不定休若しくは営業時間の短縮により営業していない日時に配送依頼が確定したことが判明した場合
 - ③一度に注文できる商品の量（概ね底面積0.3m×0.3mの箱に収まる量）に達し、配送が困難と判断した場合
 - ④その他本プロジェクトが妥当と判断する場合

(7) 次の各号に該当する場合、商品の引渡しは行わない。

- ①会員 ID を乗務員に伝えない場合
- ②商品購入代金を支払えない場合
- ③その他本プロジェクトが不相当と認めた場合

2 本プロジェクトは、依頼者が商品を受け取るか否かを問わず、配送予定日時に商品配送を行った時点をもって当該通用区間の全部について運送契約が終了したとみなす。

第 14 条 (禁止行為)

1 実験③参加者は、のりあい号の配車依頼及び配送依頼にあたり、第 1 章第 6 条に規定する禁止行為のほか、次の各号に規定する行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の依頼をする行為
- (2) 依頼確定後のキャンセルを繰り返す行為
- (3) その他実験実施に影響を及ぼす可能性がある本プロジェクトが判断する行為

2 実験③参加者は、のりあい号の車内において、第 1 章第 6 条に規定する禁止行為のほか、次の各号に規定する行為をしてはならない。

- (1) 走行中みだりに運転者に話しかける行為
- (2) 物品をみだりに車外へ投げる行為
- (3) 自動車の運転に必要な機械装置に手をふれる行為
- (4) 走行中乗降用の扉を開閉する行為
- (5) 走行中の自動車に飛び乗り、またはこれから飛び降りる行為
- (6) 運転者の制止または指示に反する行為
- (7) 車内、及び乗降場所近辺で、物品の販売、募金、及びチラシ、その他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれに類する行為
- (8) 火気の使用、危険物を持ち込む行為
- (9) 政治、宗教活動、公序良俗に反する活動をする行為
- (10) 喫煙、ゴミの投棄、騒音、振動、異臭を発生などの行為
- (11) 落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為
- (12) 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為
- (13) ペット等動物を持ち込む行為
- (14) 第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為
- (15) 感染症または感染症の疑いがあるにも関わらず乗車する行為
- (16) 道路交通法その他関係法令若しくは運送約款に抵触する行為
- (17) 感染症対策として使用を制限した座席を使用する行為
- (18) その他本プロジェクトが禁止することが妥当と判断した行為

第 15 条 (実験参加の拒否及び参加資格の剥奪)

本プロジェクトは、次の各号に掲げる場合、実験③への参加の拒否並びに参加資格を剥奪することができることとし、当該者は、実験に参加する全ての権利を失う。

- (1) 第 1 章第 4 条第 6 項の規定により会員登録の拒否並びに本アプリの利用資格及び各実験の参加

資格を剥奪した場合

- (2) 前条の禁止行為を行ったことが判明した場合
- (3) 本規約に同意しない場合

第16条（保証の否認及び免責事項）

1 本プロジェクトは、のりあい号のサービス提供に関し次の各号に規定する事項を含む技術上又は法律上のあらゆる瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

- (1) 第2章第9条第1項第1号に該当する場合に起因し、本アプリののりあい号予約機能及び配車システムが利用できない又は支障が生じる等の瑕疵
- (2) 次の各号に掲げる場合に起因し、のりあい号の運行ができない又は支障が生じる等の瑕疵
 - ①前号の規定によりサービス提供に著しい影響があった場合
 - ②労働争議等により乗務員が確保できなくなった場合
 - ③車両故障等により車両が用意できない場合若しくは車両変更が生じた場合
 - ④悪天候若しくは悪天候に伴う道路混雑、冠水その他交通事情に危険があると判断した場合
 - ⑤その他不測の事態が生じた場合
- (3) 次の各号に掲げる場合に起因し、希望通りの配車又は配送がなされなかった等の瑕疵
 - ①第5条第2項第3号、第5条第3項第3号に該当する場合
 - ②利用が集中し、乗車定員を超えた場合
 - ③配送商品の品切れ、臨時休業、不定休及び営業時間の短縮等により配送商品を希望通り受け取れない場合
- (4) 次の各号に掲げる場合に起因し、運行遅延が生じる等の瑕疵
 - ①乗降若しくは配送商品の荷積み又は受け渡しに時間を要する場合
 - ②事故、渋滞等により道路交通事情が悪化した場合

2 本プロジェクトは、次の各号に起因して実験③参加者又は第三者に生じた経済上及び事実上の不利益を含むあらゆる損害について一切の責任を負わない。

- (1) 第14条に規定する禁止行為
- (2) 前条に規定する実験参加の拒否及び参加資格の剥奪
- (3) 前項各号に規定する事項
- (4) 次の各号に掲げる実験③参加者の行為
 - ①第2章第9条第2項第4号に規定する行為
 - ②第13条第1項第4号から第7号に該当する場合
 - ③途中下車、乗車中の目的地変更などの要望、手荷物や身の回り品等の遺失

3 本プロジェクトは、実験③の実施に関して、実験③参加者と第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負わない。当該事案が発生した場合は実験③参加者は自己の責任と負担をもって解決し、本プロジェクトに一切の迷惑をかけないものとする。

第17条（損害賠償責任）

- 1 車両の運転により生命または身体を害したときの旅客に対する責任は、運送契約によるものとする。
- 2 配送商品の滅失、棄損その他の理由により引渡しできなかった場合の依頼者に対する責任は、本プロジェクトがその責任を負う。

第 18 条（取得情報等の収集）

- 1 本プロジェクトは、本章の規定に関し、次の各号に規定する取得情報等を収集する。
 - （1）のりあい号の依頼手続き及び運行実績等に係る一切の情報
 - （2）配送商品の購入に係る一切の情報
 - （3）利用者の位置情報
 - （4）のりあい号車内のドライブレコーダーの映像
- 2 取得情報等の取扱い等については第 6 章の規定に従う。

第 19 条（本章に規定する事項の終了）

- 1 本章の規定は、第 3 条及び第 1 章第 3 条第 2 項の規定により実験③を終了した時点をもって同時に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 14 条～第 18 条及び本条は、本規約終了後も有効とする。

別表1 (第5条関係)



運行エリア（町名）

草薙地区	【全部(清水区)】 草薙、谷田、草薙1～3丁目、草薙杉道1～3丁目、中之郷1,2丁目、草薙一里山 【一部】 清水区七ツ新屋1丁目11～15番、駿河区中吉田21～35番/41番/43～46番、駿河区谷田1,2番/5,6番/9～12番/15～54番
庵原地区	【全部(清水区)】 伊佐布、杉山、草ヶ谷、原、吉原、山切 【一部(清水区)】 庵原町、尾羽(ともに国道1号バイパス以北に限る)

別表2（第6条関係）

	旅客運送サービス料金（消費税及び地方消費税込み）			貨物宅配サービス 料金
	都度払い	14日乗り放題券	28日乗り放題券	
草薙地区	一律200円	一律1,000円	一律2,000円	無料
庵原地区	一律200円	一律1,000円	一律2,000円	無料

別表3（第7条関係）

料金の 支払い方法 配車依頼の方法	都度払い		乗り放題券購入 (一括払い)	
	現金決済	クレジットカード 決済	現金決済	クレジットカード 決済
のりあい号予約機能 を用いる方法	選択可能 (車内支払いのみ)	選択可能 (ネット決済サービ スのみ)	選択可能 (車内購入のみ)	選択可能 (ネット決済サービ スのみ)
しずおかMaaSコール センターに電話依頼 する方法	選択可能 (車内支払いのみ)	選択不可	選択可能 (車内購入のみ)	選択不可
乗り場画面を用いる 方法	選択可能 (車内支払いのみ)	選択不可	選択可能 (車内購入のみ)	選択不可

別表5-4（第10条、第13条関係） 配送商品、遺失物の保管場所

運行地域	保管場所（住所）
草薙エリア	さくらタクシー(株)草薙営業所（静岡市駿河区中吉田46-7）
庵原エリア	南急観光(株)（静岡市清水区庵原町136-5）

第6章 取得情報等の取扱いに関する規程

本章では、本取組みの実施により収集する取得情報等の取扱い等について定める。

第1条（適用）

本章の規定は、本プロジェクトと実験参加者との関係一切に適用する。ただし、第9条の規定は本プロジェクト及び実験参加者等並びに静岡鉄道株式会社との関係一切に適用する。

第2条（定義）

本章における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）「個人情報」とは、個人情報保護法第2条に規定される個人情報を指し、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報及び容貌、指紋、声紋にかかるデータ、及び健康保険証の保険者番号などの当該情報単体から個人を識別できる情報（個人識別情報）のことをいう。
- （2）「取得情報等」とは、本取組みの実施及び提供サービスのサービス水準向上を図っていくために取得する個人情報を含む情報のことをいう。
- （3）「訂正等」とは、個人情報の訂正、追加又は削除することをいう。
- （4）「ルルカ利用履歴データ」とは、ルルカカードに蓄積されている鉄道・路線バス・タクシーの乗降履歴及び商業施設・スーパーマーケット等のルルカ加盟店でポイント付与を行う際に取得可能な購買履歴に関するデータをいう。

第3条（取得情報等の収集・利用目的）

本プロジェクトは、次の各号の目的を達成するために取得情報等の収集を行い、利用することができる。

- （1）本アプリのサービス提供並びに各実験により実施するサービスの提供
- （2）しずおかMaaSコールセンター業務の実施
- （3）実験予定の変更、メンテナンス、重要なお知らせ、有料サービスの未払い金請求その他本プロジェクトが必要と判断した事項の連絡
- （4）第1章第2項第4号に規定する調査分析業務の実施
- （5）提供サービス及び使用システムの精度向上
- （6）その他本プロジェクトが必要と認める事項の実施

第4条（取得情報等の取扱い）

1 本プロジェクトは、第3条に掲げる目的を達成するため、次の各号に規定する取得情報等を保持し、利用する。

- （1）第1章第9条第1項各号に規定する取得情報等
- （2）第2章第10条第1項各号に規定する取得情報等
- （3）第3章第8条第1項に規定する取得情報等
- （4）第4章第9条第1項に規定する取得情報等、
- （5）第5章第18条第1項各号に規定する取得情報等

- (6) 前各号のほか、本プロジェクトが必要に応じて取得する情報
- 2 本プロジェクトは、取得情報等を日本の個人情報関連法令及び本プロジェクトのプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱う責務を有する。

第5条（個人情報の第三者提供）

- 1 本プロジェクトは、次の各号に掲げる場合を除き、予め実験参加者等の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しない。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (2) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 法令等により開示を求められた場合
 - (5) 予め利用目的に第三者への提供を含むことを告知若しくは公表し、同意を得た場合
 - (6) 個人を特定できない状態で提供する場合
 - (7) 個人を特定できない総体的かつ統計的なデータに加工した上で提供する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとする。
- (1) 本プロジェクトが第3条各号に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において、取得情報等の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って取得情報等が提供される場合

第6条（個人情報の訂正及び削除）

- 1 実験参加者等は、本プロジェクトが保有する自己の個人情報が誤った情報である場合、本プロジェクトが定める手続きにより、本プロジェクトに対して個人情報の訂正等を請求することができる。
- 2 本プロジェクトは、実験参加者等からの前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断した場合、遅滞なく当該個人情報の訂正等を行うものとする。
- 3 本プロジェクトは、前項の規定に基づき訂正等を行った場合、又は訂正等を行わない旨を決定した場合、遅滞なく当該実験参加者等に通知する。

第7条（個人情報の利用停止等）

- 1 本プロジェクトは、本人から個人情報が利用目的の範囲を超えて取扱われているという理由若しくは不正の手段により取得されたものであるという理由により、その理由の停止または削除（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、遅滞なく必要な調査を行う。
- 2 前項の調査結果に基づき、その請求に応じる必要があると判断した場合、遅滞なく当該個人情報の利用停止等を行う。
- 3 本プロジェクトは、前項の規定により利用停止等を行った場合又は利用停止等を行わない旨の決定

をした場合、遅滞なくその旨を実験参加者等に通知する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、利用停止等に多額の費用を要する場合又はその他利用停止等を行うことが困難な場合であって、実験参加者等の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合、この代替案を講じるものとする。

第8条（本規定の変更）

- 1 本プロジェクトは、利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、実験参加者等に通知することなく変更できるものとする。ただし、法令に別段の定めがある事項を除く。
- 2 前項の規定により利用目的の変更を行った場合、第1条第10条の規定により通知又は連絡し、変更後の規定は当該通知又は連絡をした時点で効力が生じるものとする。

第9条（ルルカカード番号の取扱いに関する同意）

実験参加者等は、次の各号について同意することとする。

- (1) 本プロジェクトが、実験参加者等のルルカカード番号を取得し、静岡鉄道株式会社に提供すること
- (2) 静岡鉄道株式会社が、実験参加者等のルルカ利用履歴データを本プロジェクトに提供すること
- (3) 本プロジェクトと機密保持契約を結んだ外部団体に当該情報を提供し、調査・分析業務を委託すること

第10条（本章に規定する事項の終了）

- 1 本章の規定は、第1章第13条に規定する本規約の終了をもって同時に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条及び本条は、本規約終了後もなお有効とする。